

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	40 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	31 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	14 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月
② 昭和 57 年 2 月から同年 11 月まで

私は 18 歳の昭和 45 年*月から会社勤めを始め厚生年金保険に加入し、退職しても将来のためと思い国民年金に加入した。結婚してからも任意加入しており、国民年金の全ての期間の保険料は納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金の任意加入手続並びに第 1 号被保険者と第 3 号被保険者の種別変更手続を適切に行っていることがオンライン記録により確認できることから、申立人は保険料の納付意識が高かったと思われ、1 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録により申立人は昭和 56 年 2 月 12 日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同日付けで取得した厚生年金保険の被保険者資格を 57 年 2 月 26 日に喪失していること及び同年 12 月 7 日に国民年金の被保険者資格を再取得していることが確認できることから、申立期間②は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない期間であると考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち昭和 56 年 1 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月

私は昭和 53 年 2 月から国民年金に任意加入し、保険料を納めていた。55 年 7 月に A 町から B 市に転居する際に、A 町で区長の C さんから、同年 7 月の国民年金保険料を納付してから転居するように言われたので、1 か月分の保険料 3,770 円を納付した。その領収証を現在も所持している。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料を集金した A 町の区長が交付したと推認される昭和 55 年 7 月分の領収証を所持している上、申立期間前後の保険料は納付済となっており、申立人が 1 か月と短期間の保険料を納付できなかったとする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間のうち、昭和45年4月から46年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月から40年3月まで
② 昭和45年4月から46年3月まで
③ 昭和48年10月から同年12月まで

私が20歳になった昭和39年*月頃、当時、住み込みで働いていたA店の経営者が国民年金の加入手続をして保険料を給料から天引きして納付してくれた。その後間もなく自分で保険料を納付するようになった。私は国民年金保険料を納付しなかった覚えは無い。

申立期間①、②及び③の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人は国民年金保険料を納付しなかった覚えは無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和40年5月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間②及び③の保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立期間②及び③前後の期間は納付済みとなっている上、申立人が12か月及び3か月とそれぞれ短期間である申立期間②及び③の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は当時、住み込みで働いていたA店の経営者が国民年金の加入手続をして国民年金保険料を給料から天引きして

納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期からすると、申立期間①の保険料は遡って納付する期間となるが、その経営者は既に他界しており証言を得ることができず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間①の保険料納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの期間及び 48 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①については、当時、家事手伝いとして働いていた雇用主が 20 歳のお祝いとして国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれた。

申立期間②については、夫が納付したはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人はその夫が納付したとしているところ、申立人には国民年金手帳記号番号が二つ払い出されており、そのうち二つ目の記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 52 年 10 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間②の保険料を納付することが可能である。

また、申立期間②前後の期間は付加保険料込みで納付済みとなっている上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間②の付加保険料を含む保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人はその雇用主が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずであると申述しているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその雇用主は既に他界しており証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 40 年 7 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、36 年 12 月から 38 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、同年 4 月から 40 年 3 月までの期間は遡って保険料を納付できる期間であるが、当該期間の保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 55 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月

私は、昭和 54 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料はいつも納期限内に納付していた。私が保管している領収証書によれば、昭和 55 年 7 月から同年 9 月までの 3 か月分の国民年金保険料 1 万 1,310 円を、納期限の同年 7 月 31 日に A 信用金庫 B 支店で間違いなく納付している。しかし、この時に納付した国民年金保険料のうち、同年 9 月の 1 か月分の国民年金保険料が納付した記録となっていない。また、還付された覚えも無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をいつも納期限内に納付していたとしているところ、申立人が主張するところ、申立人は、昭和 55 年 7 月 31 日に申立期間の保険料含む同年 7 月から同年 9 月までの保険料を納付したことを示す領収証書を保管しており、申立期間の保険料を納付していたことが確認できる。

また、C 市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、申立人は「昭和 54 年 5 月 22 日」に国民年金の任意加入被保険者の資格取得をし、昭和 54 年 5 月から 55 年 9 月までの国民年金保険料を納付し、「昭和 55 年 9 月 18 日」に当該資格を喪失したと記録されている。

このことからすると、申立人は申立期間の国民年金保険料を昭和 55 年 7 月 31 日に納付したが、その後、申立人が同年 9 月 18 日に任意加入被保険者の資格を喪失したため、申立期間は未加入期間となり、制度上保険料を納付することができなくなり、当該納付済みの保険料は還付されるべき保険料となったものと考えられる。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料について、申立人は還付された覚えも無いとしており、行政の記録である上記被保険者名簿及びオンラインにおいて、当該申立期間の保険料が還付された記録は確認できないことから、申立人の保険料は、申立人が納付してから 30 年以上にわたり長期間国庫歳入金として取り扱われていたことは明らかであり、制度上任意加入被保険者の資格を喪失したことを理由として、申立期間の任意加入被保険者資格と保険料納付を認めないことは信義則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から52年3月まで

私は、20歳になった昭和47年*月頃、義兄が経営する会社に勤務し、その会社で経理担当をしていた姉が、国民年金の加入手続をしてくれた。

国民年金保険料の納付については、姉が私の給料から保険料を天引きし、納付してくれた。しかし、その姉は既に他界しているので詳細を聞くことができない。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、その姉が加入手続及び保険料納付を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和52年7月下旬頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、50年4月から52年3月までの期間は、保険料を納付できる期間である。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその姉の国民年金手帳記号番号は、昭和53年6月頃に払い出されたと推認され、当該手帳記号番号が払い出された時点で、その姉は51年7月まで遡って保険料を納付し、それ以降は全て納付済みであることがオンライン記録で確認できることから、その姉の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、その姉が申立人の申立期間のうち、50年4月から52年3月までの保険料について遡って納付した可能性は否定できない上、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能だった24か月と

比較的短期間である保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和47年8月から50年3月までの期間について、申立人は、前記1と同様に国民年金の保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は上記のとおり52年7月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、当該期間の国民年金保険料を納付したとするその姉は、既に他界しており、申立人は保険料納付に直接関与していないことから、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて、総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月から 53 年 5 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間及び未加入期間があることを知った。私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が、未納及び未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、自ら国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 53 年 6 月頃に払い出されたと推認され、そのことから、申立期間②は保険料を納付することができた期間である。

また、申立期間②前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人が 3 か月と短期間である申立期間②の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 45 年 6 月か同年 7 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記 1 のとおり 53 年 6 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 45 年 7 月から同年 12 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人は特例納付により保険料を納付した記憶は無いとしている。

また、申立期間①のうち昭和 46 年 1 月から 53 年 5 月までの期間につ

いて、申立人が所持している年金手帳及びオンライン記録では、未加入期間になっており、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人は、昭和 45 年 6 月か同年 7 月頃に国民年金に加入したと主張し、申立人が所持している年金手帳の国民年金の記録欄及びオンライン記録では、当該期間が強制加入となっていることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出状況について、国民年金手帳記号番号払出簿の 45 年度の払出状況を調査したところ、申立人が国民年金の加入手続を行った形跡が見当たらなかった上、当委員会がオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月

私は、平成5年11月7日に会社を退社して、実家のA地B市（現在は、C市）に帰り、実家の父から国民年金に加入するよう勧められて、父と二人で私の国民年金の加入手続をした。父から間断なく保険料を納付すると言われていたので、申立期間は国民年金保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年11月7日に会社を退社して、実家のB市に帰り、その父から国民年金に加入するよう勧められて、その父と二人で申立人の国民年金の加入手続をしたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年12月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は国民年金保険料を納付できる期間である。

また、申立期間は、国民年金の強制加入期間であるところ、申立人に係るオンライン記録及び国民年金被保険者名簿（B市作成）によれば、申立人は、平成5年11月8日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年12月8日に国民年金被保険者資格を取得した記録になっているのは不自然である。

さらに、申立期間直後の期間の保険料は納付済みである上、申立期間は1か月と短期間であり、申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 4 月までの期間、52 年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間、54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 4 月まで
② 昭和 40 年 8 月から同年 12 月まで
③ 昭和 44 年 9 月及び同年 10 月
④ 昭和 50 年 10 月から 51 年 5 月まで
⑤ 昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで
⑥ 昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで
⑦ 昭和 53 年 1 月から同年 9 月まで
⑧ 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

私は、国民年金に加入後、国民年金保険料を全て納付している。生活保護を受けていた時期もあるが、保険料免除に関する説明を受けたことは無く、手続もした覚えが無い。

申立期間①及び⑤の未納期間、申立期間②及び③の未加入期間並びに申立期間④及び⑥から⑧までの保険料免除期間を全て保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①（昭和 37 年 1 月から同年 4 月まで）について、申立人は、A 市（現在は、B 市）で国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 35 年 10 月から 36 年 4 月頃にかけて払い出されたと推認され、このことからすると申立期間①は保険料を納付できる期間である。

また、申立人が 4 か月と短期間である申立期間①の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間⑤（昭和 52 年 7 月から同年 9 月まで）及び⑥（昭和 52 年 10 月から同年 12 月まで）について、申立人は、C 市では、口座振替のほか、同市役所内に設置された金融機関で納付書により保険料を納付していたとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿により申立人は申立期間⑤及び⑥の前後の期間について口座振替としていたことが記載されていることから申立人の申述は信憑性がある。

また、C 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該期間の直前の期間（昭和 51 年 6 月から 52 年 6 月まで）の保険料は納付済みであり、申立人が申立期間⑤及び⑥の合計 6 か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、申立期間⑥については、オンライン記録では免除期間とされているが、C 市の国民年金被保険者名簿には、「53. 2. 28 生保開始」と記載されており、同被保険者名簿の納付記録欄には、申立期間⑥は空欄であり、免除をうかがわせるような記載は見当たらないことから、行政の記録管理に不備が見られる。

3 申立期間⑧（昭和 54 年 2 月及び同年 3 月）について、当該期間はオンライン記録では免除期間とされているところ、申立人は、D 市では、生活保護を受給したことは無く、国民年金保険料が免除された記憶も無いとしているところ、同市の国民年金被保険者名簿には、申立期間⑧は空欄であり、免除をうかがわせるような記載は見当たらないことから、行政の記録管理に不備が見られる。

また、D 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同市に転入した月（昭和 53 年 9 月）直後の 53 年 10 月から 54 年 1 月までの保険料は納付済みであり、申立人が 2 か月と短期間である申立期間⑧の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

4 一方、申立期間②（昭和 40 年 8 月から同年 12 月まで）及び③（昭和 44 年 9 月及び同年 10 月）について、申立人は、前記 1 と同様に、A 市で国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、会社を退職後の手続、申立期間に係る国民年金保険料の納付金額等、国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立期間②及び③はいずれも厚生年金保険の加入期間の間の期間であるところ、A 市の国民年金被保険者名簿では、申立期間②及び③については未加入期間を示す棒線が引かれており、これはオンライン記録と一致していることから、申立期間②及び③は未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

- 5 申立期間④（昭和 50 年 10 月から 51 年 5 月まで）及び⑦（昭和 53 年 1 月から同年 9 月まで）について、申立人は、国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人は、昭和 50 年から 52 年頃にかけて生活保護の対象になった時期があると申述しており、申立期間④については、C 市の国民年金被保険者名簿には、「法免該当 50. 7. 16」、「消滅 51. 6. 1」と記載されるとともに、同名簿の納付記録欄には、50 年 6 月の保険料が同年 6 月 28 日に、同年 7 月から同年 9 月までの保険料が同年 9 月 20 日に納付されていることから、50 年 10 月から 51 年 5 月までは法定免除に該当していたものと推認され、また、申立期間⑦については、同名簿には、「法免該当 53. 2. 28」「消滅 53. 10. 4」と記載されていることから、53 年 1 月から同年 9 月まで法定免除に該当していたものと推認でき、これらの記録はオンライン記録と一致する。

また、申立人が、申立期間④及び⑦の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない

- 6 そのほか、申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間②、③、④及び⑦に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。
- 7 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 4 月までの期間、52 年 7 月から同年 9 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間並びに 54 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年11月1日から11年4月1日まで

年金記録を確認したところ、株式会社Aに事務員として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、当時の給与額と比べて低い金額となっていることが分かった。給与は月給で変更無く支払われていたため、社会保険料も変わりなく控除されていた筈である。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、20万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成11年4月1日の前日の同年3月31日付けで、10年11月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されているとともに、申立人と同じ日付で複数の同僚についても標準報酬月額が遡って引き下げられていることが確認できる。

また、申立人は、法人商業登記簿謄本から役員でないことが確認できる上、元事業主は、「減額訂正の届出等については分からないが、経営はかなり苦しく、社会保険料の滞納はあった。経理や社会保険関係については自分が行っていた。」と供述している。

さらに、同僚の一人は、「自分は、給与計算や社会保険関係の手続をしていたが、減額の月額変更届を行った記憶は無い。給与は社長（元事業主、以下同じ。）が決めており、社長の指示に従って事務処理をしていた。営業職の社員には給与に増減があったが、事務員の給与は月給で給与額は固定していた。保険料は、届出により決定された標準報酬月額に基づき毎月

控除していた。」と供述している。

加えて、日本年金機構から提出された資料により、申立期間当時、当該事業所に多額の社会保険料の滞納があったことが確認できるとともに、滞納保険料の精算処理は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後も引き続き行われていたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成11年3月31日に行われた遡及訂正処理は事実即したのものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正処理があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を平成17年12月29日は4万円に、18年12月29日は3万円に、19年6月29日は3万2,000円に、同年12月29日は3万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年12月29日
③ 平成19年6月29日
④ 平成19年12月29日

A所において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同事業所が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。その後、同事業所は賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された「2005年度賞与賃金台帳」及び平成17年分から19年分までの退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与賃金台帳等における厚生年金保険料控除額から、平成17年12月29日は4万円に、18年12月29日は3万円に、19年6月29日は3万2,000円に、同年12月29日は3万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は事務処理上の誤りにより賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与支払届を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を平成17年12月29日は25万円、18年12月29日は24万円、19年6月29日及び同年12月29日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日
② 平成18年12月29日
③ 平成19年6月29日
④ 平成19年12月29日

A所において、申立期間に支給のあった賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、同事業所が当該賞与について、社会保険事務所（当時）に届け出ていなかったため、保険料として納付されていない。その後、同事業所は賞与の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、厚生年金保険の給付に反映されない記録となっているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された、「2005年度賞与賃金台帳」及び平成17年分から19年分までの退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同事業所から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与賃金台帳等における厚生年金保険料控除額から、平成 17 年 12 月 29 日は 25 万円、18 年 12 月 29 日は 24 万円、19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 29 日は 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、事務処理上の誤りにより、賞与支払届の提出を行っていないことを認めており、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立人の申立期間に係る賞与の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（3万3,000円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を3万3,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん特別便の記録では、株式会社A（旧株式会社B）C支店に勤務した期間のうち、申立期間における標準報酬月額が前月までの標準報酬月額と比較し下がっているのは納得できない。誤りであると思うので申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、株式会社AのC支店における申立人の申立期間の標準報酬月額は、昭和 40 年 5 月 1 日付けの随時改定により3万円と記録されている。

しかしながら、株式会社BのC支店に係る事業所別被保険者名簿における申立期間の標準報酬月額の記録を確認したところ、当該期間については、昭和 40 年 5 月 1 日付けの随時改定の記録は無く、39 年 10 月から 40 年 9 月までの期間の標準報酬月額は3万3,000円であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、オンライン記録上の昭和 40 年 5 月 1 日付けの随時改定は、上記名簿からオンライン切替の際に誤って3万円と記録された可能性がうかがえることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た3万3,000円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年5月1日から同年6月1日まで

B株式会社C所から、昭和39年に子会社のA株式会社（後にD株式会社に名称変更し、58年にB株式会社と合併）に異動したが、同年5月1日から同年6月1日までの厚生年金保険の記録が無い。同年5月にはA株式会社で、継続して勤務していると思うので、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が所持するB株式会社が発行した退職金計算書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（同社C所から関連会社のA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人とほぼ同時期にB株式会社C所からA株式会社に異動した同僚の証言から、昭和39年5月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者原票に係る昭和39年6月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務の履行について、B株式会社は、申立期間当時のことは不明としており、このほかに確

認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとして判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年4月1日まで
株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が32万円とされているが、給与から標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出している株式会社Aの給与支給明細書（平成7年11月から9年3月まで）の記載から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答を得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年11月から10年3月まで
② 平成11年8月1日から13年7月24日まで
株式会社Aに勤務した申立期間①及び株式会社Bに勤務した申立期間②について、それぞれの給与額は約32万円であったが、当該期間の標準報酬月額の記録が低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける標準報酬月額は、当初32万円と記録されていたが、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年4月28日より後の同年5月19日付けで、9年11月1日に遡って16万円とする随時改定が行われていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①当時「株式会社Aの店舗でC業務に従事しており、厚生年金保険の届出書の作成には関与しておらず、同社の店長であり役員ではない。」としているところ、同僚によると申立人は社会保険事務に関与していないとしており、株式会社Aに係る厚生保険特別会計不納欠損決議書の記載でも、申立人が厚生年金保険事務手続に関与していた形跡は見当たらない上、同社に係る閉鎖登記簿謄本に申立人は同社役員として登記されていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の減額処理を遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要

と認められる。

- 2 申立期間②について、株式会社Bに係る申立人のオンライン記録では、申立期間②に係る標準報酬月額が22万円であることが確認でき、当該期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な処理は見当たらない。

また、株式会社Bの元事業主は、同社は既に倒産しており、資料は保管しておらず、申立内容について確認できず不明としており、同僚から申立人の主張する標準報酬月額（32万円）に基づく給与からの保険料控除について供述を得ることはできなかった。

さらに、株式会社Bの同僚が提出した平成12年分給与所得の源泉徴収票及び13年4月から同年6月までの給与明細書によれば、12年1月から同年12月までの期間及び13年4月から同年6月までの期間の同僚の給与支給額はオンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、給与から控除されている保険料は、標準報酬月額に見合う額となっていることが確認できる。

このほか、申立期間②において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成5年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年5月18日まで
年金事務所の記録では、株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日が平成4年12月31日となっているが、実際に同社を退職したのは5年5月17日である。給料から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成4年4月21日から5年5月17日まで）及び株式会社AのB支店の同僚の供述により、申立人が申立期間において同支店の事務職として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された雇用保険受給資格者証により、申立人は、申立期間において、オンライン記録における資格喪失時の標準報酬月額（18万円）に相当する給与を受け取っていたことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると株式会社Aにおいて申立人と同じ平成4年12月31日付けで厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録がある複数の同僚が保有している申立期間の一部（5年1月及び同年2月）の給与支給明細書により、被保険者資格喪失後に、資格喪失時の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

加えて、上記同僚のうち一人は、「株式会社Aが従業員たちに無断で厚生年金保険被保険者から脱退していたことを後で聞かされたが、当時

は厚生年金保険に加入していると思わせていた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成4年11月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月15日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額14万円に相当する賞与14万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料8,680円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、12万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月15日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額14万円に相当する賞与14万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料8,120円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、11万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額13万円に相当する賞与13万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料8,060円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、11万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額15万円に相当する賞与15万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料9,300円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、13万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、9万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月15日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額11万5,000円に相当する賞与11万5,000円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料6,670円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範

囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、9万9,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、10万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額12万円に相当する賞与12万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料6,960円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、10万3,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月15日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額1万円に相当する賞与1万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料580円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、9,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額14万円に相当する賞与14万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料8,120円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額14万円に相当する賞与14万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料8,120円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、12万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年7月15日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額14万円に相当する賞与14万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料8,680円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、12万8,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、7万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額9万円に相当する賞与9万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料5,220円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、7万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額1万円に相当する賞与1万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料620円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、1万円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額1万円に相当する賞与1万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料580円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、9,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額15万円に相当する賞与15万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料9,300円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、13万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、12万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額13万8,000円に相当する賞与13万8,000円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料8,556円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範

囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、12万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA所の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、13万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 7 月 15 日

A所から平成15年7月15日に支給された賞与について、事業主から、年金事務所に対する届出が遅れたことにより、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された賞与一覧表から、申立人は、平成15年7月15日に、オンライン記録により確認できる標準賞与額15万円に相当する賞与15万円の支払を受け、当該標準賞与額より低い標準賞与額に見合う厚生年金保険料9,300円を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立人の申立期間の標準賞与額については、賞与一覧表の厚生年金保険料控除額から、13万7,000円とすることが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間①のうち、昭和44年11月1日から45年2月1日までの期間に係る標準報酬月額を7万2,000円として社会保険事務所（当時）に届け出たことが認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月18日から45年2月1日まで
② 昭和45年2月1日から同年10月1日まで
③ 昭和45年10月1日から46年8月1日まで

国の記録によると、A株式会社に昭和44年7月に入社した際の標準報酬月額が6万円とされ、45年2月に3万9,000円となり、同年10月からは5万2,000円と当初の標準報酬月額よりも引き下げられており、46年8月からは6万4,000円となっている。しかし、入社時から給与は6万円以上であり、勤務している期間中は休職したことも無く、毎日残業していたほどであるから、このような標準報酬月額はおかしい。申立期間の標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和47年11月1日から45年2月1日までの期間について、A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票における健康保険の標準報酬月額記載欄に、入社時の44年7月から45年1月までの標準報酬月額が7万2,000円と記録されていることが確認でき、44年7月から同年10月までの厚生年金保険の標準報酬月額は、当時の上限の標準報酬月額等級である6万円であるが、同年11月に標準報酬月額等級の改正により上限の標準報酬月額が6万円から10万円に引き上げられたことに伴い、同年同月からは申立人の標準報酬月額について、7万2,000円が適用されたと推認できる。

しかしながら、オンライン記録では、標準報酬月額等級改定前の6万

円とされていることが確認できるが、前述のとおり、同原票の健康保険における標準報酬月額の記事内容から、申立人は、昭和44年11月における等級改正に該当していたことが認められる上、申立期間当時の同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同様に44年11月1日の標準報酬月額等級改定前に6万円以上の標準報酬月額とされていた6人については、オンライン記録上当該改訂時にそれぞれ標準報酬月額の引上げが行われていることが確認できることから、社会保険事務所における申立人に係る記録管理が適切でなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、当該期間のうち、昭和44年11月から45年1月までを7万2,000円に訂正することが必要である。

一方、申立期間①のうち、昭和44年7月18日から同年11月1日までの期間については、上述の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険の標準報酬月額記載欄に7万2,000円と記載されているものの、当該期間に係る厚生年金保険における上限の標準報酬月額等級は6万円であり、オンライン記録とも一致していることが確認できる。

また、申立人は、給与明細書等を保存していないため、申立人の主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、当該期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②及び③について、A株式会社は、昭和59年7月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができないとしている。

また、前述の事業主が設立したB株式会社（現在は、C株式会社 現在の事業主は前述の事業主とは別人）は、申立人がA株式会社で資格喪失後の昭和47年9月に新たに資格を取得している事業所であるが、当該事業所においても申立人に係る関係資料を保有していないとしている。

さらに、申立期間当時、A株式会社に勤務していた同僚について、健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録から、申立期間前

後において、複数の同僚の標準報酬月額が減額されていることが確認でき、それら同僚の一部に照会したところ、「給与よりも低い標準報酬月額とされるような取扱いを受けたことがない。」と供述するとともに、申立人についても「そのような取扱いをされる個別の事情は記憶に無い。」と供述している。

加えて、A株式会社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間の標準報酬月額は、昭和45年2月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から46年7月までは5万2,000円であることが確認できるとともに、同原票を見ても、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められない上、申立期間②及び③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②及び③についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月2日から同年10月1日まで
国（厚生労働省）の記録では、株式会社Aに勤務した平成13年7月から同年9月までの標準報酬月額は9万8,000円と実際の給料より低くなっている。当時もらった賃金台帳の写しを提出するので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、19万円と記録されていたところ、申立人が同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成13年10月1日）の後の平成14年1月30日付けで、申立人を含む25人の標準報酬月額の記録が遡って減額訂正されており、申立人の場合、被保険者資格取得日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、事業主は既に死亡していることから、回答を得られないが、当該事業所に係る滞納処分票から、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、当該事業所に係る法人登記簿謄本等から、申立人は、申立期間当時役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成14年1月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものととは考え難く、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を遡って減額訂正する合理的な理由は見当たらず、有効な記録訂正があったものとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初

届け出た19万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間について、申立人は、「賃金台帳（平成13年）」の写しを所持しており、同写しには、「4月分」から「8月分」までの各月において、36万8,300円の給与の支給を受け、「7月分」に3万1,230円、「8月分」に2万1,230円の厚生年金保険料を控除した旨が記載されている。

しかしながら、申立期間当時の同僚19人に照会を行い、7人から回答があったが、全員が、当該「賃金台帳」を見たことは無いと答えており、当時の経理担当者からも回答を得られない。

また、当該「賃金台帳」では「7月分」及び「8月分」には、それぞれ「雇用保険料」として2,209円が控除されているが、申立人に係る雇用保険の記録は見当たらない上、当該「賃金台帳」には「4月分」から給与を支給した旨が記載されているが、同僚のうち2人は、「申立人は、平成13年7月に採用になったと思う。」又は「（平成13年）夏頃から勤務した。」と供述していること等を勘案すると、当該「賃金台帳」をもって、申立人が申立期間について厚生年金保険料を控除されていたとする主張について、^{びょう}信憑性が認められない。

このほかに、申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成12年1月から同年4月までは47万円、同年5月から同年9月までは50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年6月1日から12年10月1日まで
厚生年金保険被保険者記録によると、株式会社Aに係る標準報酬月額の記録が、平成10年6月から12年9月までの期間において、34万円から44万円となっているが、当時の給与は50万円から53万円ぐらいであった。申立期間の標準報酬月額の記録を、当時の給与にあわせて訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違を申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録によると、申立期間のうち、平成12年1月から同年4月までの期間の申立人に係る標準報酬月額は、44万円と記録されている。

しかしながら、申立人が提出した株式会社Aの平成12年1月分の給与明細書によると、申立人が、オンライン記録により確認できる標準報

酬月額（44万円）を超える報酬月額（47万2,700円）の支払を受け、報酬月額に基づく標準報酬月額（47万円）より高い標準報酬月額（50万円）に見合う厚生年金保険料（4万3,375円）を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち平成12年2月から同年4月までの期間については、申立人が提出した12年分の給与所得の源泉徴収票から、標準報酬月額47万円に相当する報酬月額の支払を受け、厚生年金保険料控除額は標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

したがって、当該期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、47万円とすることが妥当である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間のうち平成12年5月から同年9月までの期間の申立人に係る標準報酬月額は、44万円と記録されているが、当該期間については、同年10月1日の定時決定の記録及び12年分の給与所得の源泉徴収票から、標準報酬月額50万円に相当する報酬月額の支払を受け、標準報酬月額50万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料を保管しておらず不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書及び源泉徴収票において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間のうち、平成10年6月から11年12月までの期間については、申立人は、当該期間に係る給与明細書等の資料を所持しておらず、事業主は、賃金台帳などの資料は保管していないため厚生年金保険料の控除額について不明としている上、元同僚からも給与から控除された厚生年金保険料額について具体的な供述が得られないことから、申立人の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除額について確認できる関連資料及び周辺事情は

見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成18年9月から19年8月まで及び20年9月から21年1月までを19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記録を21年2月から同年8月までは26万円に訂正することが必要である。

さらに、申立人の申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額の記録については、申立期間③は2,000円、申立期間④は6,000円、申立期間⑤は15万円、申立期間⑥、⑦及び⑧は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月21日から21年2月1日まで
② 平成21年2月1日から同年9月1日まで
③ 平成18年7月25日
④ 平成18年12月25日
⑤ 平成19年7月25日
⑥ 平成19年12月25日
⑦ 平成20年7月25日
⑧ 平成20年12月25日

ねんきん定期便の標準報酬月額及び保険料控除額の記録が、申立期間①及び②において給与明細書の金額と違っているので訂正してほしい。

また、申立期間③から⑧において標準賞与の記録が無いが、賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから厚生年金保険法を適用する。

- 2 申立期間①について、申立人から提出されたA株式会社における平成18年7月分及び同年9月分から21年1月分までの給与明細書によると、申立人は、申立期間①のうち、18年9月1日から19年9月1日までの期間及び20年9月1日から21年2月1日までの期間において、オンライン記録より高額な標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人から提出された上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から判断すると、申立期間①のうち、平成18年9月から19年8月までの期間及び20年9月から21年1月までの期間の標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主への照会に対する回答を得られないが、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月

額に見合う標準報酬月額とオンライン記録で記録されている標準報酬月額が、あっせんとした期間を含め、長期間にわたり一致していないことから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間②に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、18万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額26万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA株式会社における当該期間の標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

- 4 申立人から提出されたA株式会社における平成18年上期分から20年下期分までの給与明細書によると、申立人は申立期間③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧の給与支給について、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準給与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる給与に係る厚生年金保険料額及び申立人の給与額のそれぞれに基づく標準給与額の範囲内であることから、これらの標準給与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の上記申立期間の標準給与額については、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び給与支給額から判断すると、申立期間③は2,000円、申立期間④は6,000円、申立期間⑤は15万円、申立期間⑥、⑦及び⑧は17万5,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該給与に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主への照会に対する回答を得られないが、事業主から提出のあった給与計算表、及び申立人及び元同僚が提出した給与明細書において、当該申立期間に給与が支給された被保険者が複数確認できるところ、これら全ての者について、当該申立期間に係る標準給与額の記録が確認できないことから、事業主は、当該申立期間に係る給与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準給与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間①のうち、平成 18 年 7 月については、報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額（18 万円）を超えているが、給与明細書において厚生年金保険料の控除が確認できないため、厚生年金特例法に基づくあっせんは行わない。

また、申立期間①のうち、平成 18 年 8 月については、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる給与明細書等の資料が確認できない上、事業主及び元同僚から保険料控除について具体的な供述が得られず、このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

さらに、申立期間①のうち、平成 19 年 9 月から 20 年 8 月までの期間については、報酬月額はオンライン記録における標準報酬月額（18 万円）を超えているものの、事業主により給与から控除された厚生年金保険料は、標準報酬月額 18 万円の範囲内であることから、厚生年金特例法に基づくあっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記事については、平成12年10月から14年9月までを24万円、同年10月から同年12月までを30万円、15年1月から同年12月までを32万円、16年1月から同年9月までを30万円、同年10月を28万円、同年11月から17年1月までを26万円、同年2月から同年12月までを24万円、及び18年1月から21年1月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間③について、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成20年4月から同年6月までは標準報酬月額36万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人のA株式会社における標準報酬月額に係る記事を21年2月から同年8月までは36万円に訂正することが必要である

さらに、申立人の申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭及び⑮に係る標準賞与額の記事については、申立期間④及び⑤は32万円、申立期間⑥は28万円、申立期間⑦は17万円、申立期間⑧は27万円、申立期間⑨は29万円、申立期間⑫は22万円、申立期間⑬、⑭及び⑮は21万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年5月21日から12年10月1日まで
② 平成12年10月1日から21年2月1日まで
③ 平成21年2月1日から同年9月1日まで
④ 平成15年7月15日

- ⑤ 平成 15 年 12 月 15 日
- ⑥ 平成 16 年 7 月 15 日
- ⑦ 平成 16 年 12 月 15 日
- ⑧ 平成 17 年 7 月 15 日
- ⑨ 平成 17 年 12 月 15 日
- ⑩ 平成 18 年 7 月 25 日
- ⑪ 平成 18 年 12 月 25 日
- ⑫ 平成 19 年 7 月 25 日
- ⑬ 平成 19 年 12 月 25 日
- ⑭ 平成 20 年 7 月 25 日
- ⑮ 平成 20 年 12 月 25 日

平成 5 年 5 月 21 日から A 株式会社にて正社員として入社し、勤務しているが、このほど、ねんきん定期便が届き、記載されている厚生年金保険記録と会社からもらった給与明細書を調べたら、毎年昇給しているにもかかわらず、厚生年金保険料が全く変わっていない。しかも、年 2 回の賞与は保険料が控除されているにもかかわらず、賞与の記録がねんきん定期便に記載されていないことも判明した。給与明細書と賞与明細書等の写しを添付するので、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額と標準賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成 5 年 5 月 21 日から 21 年 9 月 1 日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成 5 年 5 月 21 日から 21 年 2 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立人は、申立期間②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに

基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

複数の元同僚から提出されたA株式会社の給与明細書によると、当該同僚は、申立期間②のうち、平成12年10月から14年12月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる上、申立人と同種の仕事をしていた元同僚のうち一人は、オンライン記録より1等級及び4等級上の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認でき、申立人の当該期間に係る標準報酬月額についても、前述の元同僚と同様に、オンライン記録よりも1等級及び4等級上の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の当該期間のうち平成12年10月から14年9月までの標準報酬月額については24万円、同年10月から同年12月までを30万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成15年1月から21年1月までの期間について、B市から提出された申立人に係る15年分から18年分までの給与所得に係る源泉徴収票等及び申立人から提出されたA株式会社に係る年末調整（19年分）及び給与明細書によると、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額22万円を超える給与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立期間②のうち、平成15年1月から18年12月までの期間については、申立人から提出された給与明細書等において確認できる保険料控除額又は給与支給額から判断すると、15年1月から同年12月までの期間を32万円、16年1月から同年9月までの期間を30万円、同年10月を28万円、同年11月から17年1月までの期間を26万円、同年2月から同年12月までの期間を24万円、及び18年1月から21年1月までの期間を28万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主への照会に対する回答を得られないが、上述の源泉徴収票等から確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していな

いと認められる。

3 申立期間③に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 22 万円と記録されている。しかし、申立人から提出された給与明細書によると、標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までの期間において、申立人は標準報酬月額 36 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を 36 万円に訂正することが必要である

4 申立期間④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑫、⑬、⑭及び⑮について、B 市から提出された申立人に係る源泉徴収票等及び申立人が提出した賞与明細書によると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、標準賞与額について、厚生年金特例法に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与総支給額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、上述の賞与明細書等において確認できる賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間④及び⑤は 32 万円、申立期間⑥は 28 万円、申立期間⑦は 17 万円、申立期間⑧は 27 万円、申立期間⑨は 29 万円、申立期間⑫は 22 万円、申立期間⑬、⑭及び⑮は 21 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主は申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主への照会に対する回答を得られないが、事業主から提出のあった賞与計算表、及び申立人及び元同僚が提出した賞与明細書において、当該申立期間に賞与が支給された被保険者が複数確認できるところ、これら全ての者について、当該申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できないことから、事業主は、当該申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

5 申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間において申立人が主張する標準報酬月額に見合う保険料が控除されていることが確認できる給与明細書等の資料が確認できない上、事業主及び元同僚から保険料控除について具体的な供述が得られず、このほか、申立人の当該期間

に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、複数の元同僚が提出した賞与明細書によると、事業主により当該期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、事業主から保険料控除について具体的な供述が得られず、申立人が当該申立期間において、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の当該申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑩及び⑪について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和52年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和23年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和52年3月31日から同年4月1日まで
昭和50年11月22日から52年3月31日まで、A株式会社に勤務し、同年4月1日付けでグループ会社のC株式会社（後に、D株式会社）に転籍したが、この間、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の人事担当者及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社（昭和52年4月1日にA株式会社からC株式会社に転籍）に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA株式会社において昭和52年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C株式会社において同年4月1日に資格を取得していることが確認できる同僚二人から提出された昭和52年3月分賃金支給明細書及び同年4月分給与明細書により、いずれの月についても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA株式会社の人事担当者は、「失業保険の届出と勘違いして、退職日を喪失日として届けてしまったのだと思われる。申立人が勤務していたことに間違いは無く、厚生年金保険料は控除していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和52年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、16万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業所が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格喪失日に係る記録を昭和 52 年 4 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額記録を 18 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
昭和 43 年 4 月 1 日から 52 年 3 月 31 日まで、A株式会社に勤務し、同年 4 月 1 日付けでグループ会社のC株式会社（後に、D株式会社）に転籍したが、この間、継続して勤務し給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業所の人事担当者及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社（昭和 52 年 4 月 1 日にA株式会社からC株式会社に転籍）に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様にA株式会社において昭和 52 年 3 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、C株式会社において同年 4 月 1 日に資格を取得していることが確認できる同僚二人から提出された昭和 52 年 3 月分賃金支給明細書及び同年 4 月分給与明細書により、いずれの月についても、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時におけるA株式会社の人事担当者は、「失業保険の届出と勘違いして、退職日を喪失日として届けてしまったのだと思われる。申立人が勤務していたことに間違いは無く、厚生年金保険料は控除していた。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和52年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、18万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないが、事業主が資格喪失日を昭和52年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業所が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から42年3月まで
私が20歳になった昭和37年*月に、母がA県B市で私の国民年金の加入手続をしたことが母の手紙に書いてあったのを覚えている。40年12月に結婚して1年半くらい過ぎた42年6月頃に、父母がC地に来た時に年金手帳を受け取り、その後は自分で保険料を納めていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和37年*月にその母がA県B市で国民年金に加入してくれたとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は既に他界しており、申立人は直接関与していないことから、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和42年6月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると申立期間のうち、37年11月から40年3月までは時効により保険料を納付できない期間であり、同年4月から42年3月までは遡って保険料を納付できる期間であるが、申立人は保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、申立人の昭和 58 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 6 月から同年 12 月まで
② 昭和 58 年 8 月及び同年 9 月

申立期間①については、厚生年金保険に加入して国民年金保険料も納付した期間であるが、私は当該期間の還付金を受け取った記憶は無い。当該期間の国民年金保険料を還付してほしい。

申立期間②については、昭和 58 年 12 月 5 日に A 市役所の窓口で国民年金保険料を納付したが納付月数と納付保険料額が相違している。厚生年金保険と重複して納付した昭和 58 年 8 月分及び同年 9 月分の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は厚生年金保険に加入して国民年金保険料も納付した期間であり、当該期間の還付金を受け取った記憶は無いとしているが、国民年金被保険者台帳（旧台帳）及び A 市の国民年金被保険者名簿には、申立期間の保険料を還付したことを示す還付金額や還付期間、還付決定日が記載されており、この記載内容に不合理な点は無いことから、申立人は申立期間①の還付金を受け取ったものと推認される。

2 申立期間②について、申立人は、申立人が所持する「国民年金保険料（印紙代金）領収証書」に記載されているとおり、厚生年金保険に加入していた昭和 58 年 8 月及び同年 9 月を含む同年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付したとしているが、同領収証書の「領収金額」欄には

「23,320 円」と記載されており、当該金額は昭和 58 年の 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料額に相当し、かつ、この納付金額及び納付月数はオンライン記録とも合致していることから、申立人は同年 4 月から同年 7 月までの保険料を納付したものと推認され、申立期間②の保険料を納付していたこととはうかがえない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 55 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和 58 年 8 月及び同年 9 月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年6月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年6月から57年3月まで

申立期間については、私が20歳になった昭和54年*月頃に父がA市で国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれた。父から年金手帳を受け取った覚えがあり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人はその父が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたはずであるとしているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその父は既に他界しており証言を得られず、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、オンライン記録には、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和57年4月1日と記載されていることから、申立期間は国民年金の未加入期間と推認され、制度上保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 56 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 56 年 3 月

私は、20 歳になった昭和 54 年 * 月に父が A 町役場（現在は、B 市役所）で国民年金の加入手続を行った。保険料は、納めてあるから心配は無いと両親から聞いている。また、現在、年金手帳は 2 冊持っている。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料納付も行ったとしているが、その父は高齢で事情を聴取することができず、その母は「保険料は納めたはず。」としているのみで、国民年金への加入時期及び保険料納付の記憶が明確ではないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者資格取得時期から昭和 59 年 5 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間は時効により納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年1月から62年3月まで

私の国民年金については、私が20歳になった昭和58年*月に、父が加入手続を行い、保険料についても父が納付していたと聞いている。国民年金手帳は現在、所持しているものしかない。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続と保険料納付を行ったとしているが、その父は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらの状況が不明である。

また、申立人のA市国民年金被保険者名簿に「62.8.1 職権処理」と記載のあること及び申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年8月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち58年1月から60年6月までは、時効により保険料を納付できない期間であり、同年7月から62年3月までは、遡って保険料を納付できる期間であるが、上記のとおり申立人の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査した結果でも申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立期間は、51か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4532 (事案 1184 及び 2505 及び 3667 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 46 年 3 月まで
申立期間に係る国民年金保険料は、妻が定期的に納付していたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人及び申立人の保険料を納付していたとするその妻は、保険料納付場所について明確な記憶が無く、加えて、申立人は、当該期間の全期間において民間企業に勤務し、厚生年金保険に加入しているなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、再申立て（平成 21 年 6 月 1 日付け）及び再々申立て（平成 22 年 3 月 15 日付け）においても、申立人は新たな資料及び事情は無いとしており、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 16 日付け及び 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知がそれぞれ行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしており、これまでに収集した資料等を再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 7 月から平成 5 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 7 月から平成 5 年 8 月まで

私は 20 歳となった昭和 61 年*月頃に、自分で A 区役所において国民年金の加入手続を行い、毎月、保険料を納付していた。なお、平成 5 年頃には年金手帳を 2 冊所持していた。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 61 年*月頃に、申立人自身が A 区役所において国民年金の加入手続を行い、毎月、保険料を納付していたとしているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなくこれらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 7 年 11 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は 86 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から62年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年12月から62年9月まで
私は20歳となった昭和49年*月頃に、自分でA市役所B支所において国民年金の加入手続を行い、母が、毎月保険料を納付していた。
それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和49年*月頃に、申立人自身がA市役所B支所において国民年金の加入手続を行い、その母が、毎月保険料を納付していたとしている。しかしながら、申立人は国民年金の加入手続に関する記憶が明確でなくその状況が不明であり、申立人の保険料を納付したとするその母は既に他界しており、当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成元年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は154か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4537 (事案 2610 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年8月から46年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、母親が納付してくれたと思うので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらない上、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしている母親も既に他界していて証言が得られず、申立人もそれに関与していないことから、申立人の国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明であるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成21年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな証拠及び証言は無いものの、当委員会の判断の理由に納得できないとして申し立てているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないこと、また、今回、当委員会が改めてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見当たらなかったことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から51年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。私がA所に勤務している時にお客様から年金は大切だから加入するよう勧められ、また、両親からも保険や年金に入りなさいと言われたことから、私が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年10月頃B市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張している。しかしながら、申立人が所持している年金手帳は、49年11月以降に使用されている様式のもので、申立人は当該年金手帳以外の別の年金手帳の交付を受けていないとしており、また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から51年7月頃に払い出されたと推認される上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、B市では、昭和48年度に印紙検認方式から納付書方式による3か月ごとの保険料の納付方法に変更になったとしているが、申立人は、印紙による納付の記憶は無く、納付書の形式を覚えておらず、保険料も1か月か2か月ごとに納付したとするなど、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和51年7月頃に払い出されたと推認され、そのことから、申立期間のうち46年10月から49年3月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、49年4月から51年3月までは過年度納付により保険料を納付でき

る期間であるが、申立人は当該期間の保険料を過年度納付した記憶は無いとしている上、特例納付により保険料を納付した記憶も無いとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から同年9月までの期間及び13年6月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月から同年9月まで
② 平成13年6月から同年9月まで

申立期間①について、私は、平成8年3月にそれまで勤務していたA所を退職し、国民年金に加入した。その加入手続はB区役所で行い、国民年金保険料は口座振替で納付していた。申立期間①の保険料は、当時、銀行口座に預金が無かったため口座引き落としができなかった期間であり、たびたび督促状と納付書が届いていたところ、お金の余裕ができた12年4月又は同年5月頃にまとめて納付したと思う。預金通帳には12年5月28日に4万円を引き出した記録があり、これは、その保険料納付のために出金したお金だと思う。

申立期間②について、私は、平成13年6月にB区からC区に転居し、当時、D町の交差点付近にあったE銀行（現在は、F銀行）で、国民年金保険料及び国民健康保険税の口座振替納付の手続等を行った。しかし、銀行側の手違いにより国民年金保険料の手続が行われなかったため、申立期間②は口座振替納付ができなかった。これについては納付書が届いたことから発覚し、銀行側から謝罪があり、同年中に納付書を用いて、同銀行でまとめて納付した。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、平成12年4月又は同年5月頃に当該期間の国民年金保険料を納付書を用いて納付しており、所持している

預金通帳には12年5月28日に現金4万円を引き出した記録があり、これは当該保険料納付のために出金したお金だと思おうとしている。これについて、申立人から提出された12年4月10日から同年5月29日までの期間の預金通帳の写しには、申立人の申述のとおり、同年5月28日に申立期間①の保険料額3万9,900円に近い現金4万円を出金した記録が確認できる。しかしながら、申立人が、その現金を申立期間①の保険料納付に充てたことに関する客観的な資料等が見当たらず、それが保険料納付に充てられたとまでは推認できない。

- 2 申立期間②について、申立人は、平成13年6月にB区からC区へ転居した際、E銀行で国民年金保険料及び国民健康保険税の口座振替納付の手続を行ったが、同銀行の手違いにより保険料の引き落としが行われなかったため、納付書を用いて同年中に申立期間②の保険料を納付したとしている。しかしながら、C区の住民票によると、申立人が転入届出を行ったのは13年7月6日であり、C区では、その時点では13年6月分の保険料から口座振替納付を行うことはできないとしていることから、申立人の申述は当時の取扱いと符合しない。

また、申立人が所持する預金通帳によると、C区転居後、国民年金保険料については平成13年11月15日に引き落としが行われている一方、国民健康保険税は14年3月時点においても引き落としが行われた記録が見当たらず、申立人の申述と符合しない。

- 3 申立期間①及び②について、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

また、申立人は申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 13 年 4 月の国民年金保険料については納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月

申立期間について、私は、A所を退職後、平成 13 年 5 月にB会社に就職したが、同社に就職して数か月が経った頃、C町役場（現在は、D市役所C町庁舎）から国民年金保険料の納付書が送られてきて、申立期間の国民年金保険料を同役場で納付した。

申立期間が未加入となっており、保険料納付済期間となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、C町役場から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立期間の国民年金保険料を同役場で納付したとしているが、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付方法等に関する記憶が明確ではなく、これらの状況が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金の記録（1）欄には、被保険者となった日が「平成7年*月*日」と、被保険者でなくなった日が「平成11年9月1日」と記載されていることは確認できるが、申立期間の記載は見当たらず、オンラインの記録も、申立期間は未加入期間とされ、制度上保険料を納付することはできない期間である。

さらに、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日まで
② 平成 5 年 8 月 1 日から 9 年 7 月 30 日まで

日本年金機構の記録によれば、申立期間についての標準報酬月額が、実際の給与より低く記録されている。調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を修正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、標準報酬月額が実際の給与より低くなっていると申し立てているが、オンライン記録により、申立人の昭和 63 年 9 月 1 日(厚生年金保険被保険者資格取得時)から平成元年 11 月 30 日までの期間の標準報酬月額は 47 万円、同年 12 月 1 日から 5 年 8 月 1 日までの期間の標準報酬月額は、53 万円となっていることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和 63 年 11 月分及び平成元年 1 月分の賃金台帳によれば、当該期間の給与から控除された厚生年金保険料は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額 47 万円に相当することが確認できる。

なお、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額は、昭和 63 年 9 月 1 日から平成元年 11 月 30 日までは 47 万円、同年 12 月 1 日から 5 年 8 月 1 日までは 53 万円である。

さらに、平成 2 年 1 月分、3 年 1 月分、4 年 1 月分及び 5 年 1 月分の

賃金台帳によれば、給与から控除された保険料は、当時の厚生年金保険の標準報酬月額 53 万円に相当することが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①において申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 8 年 8 月 6 日付けで、5 年 8 月から 6 年 10 月までの標準報酬月額 (53 万円) 及び同年 11 月から 9 年 6 月までの標準報酬月額 (59 万円) が 11 万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 株式会社設立の時期から適用事業所でなくなった時期まで一貫して代表取締役であったことが登記簿謄本で確認できる。

また、所在が判明した元社員 5 人に照会し、回答のあった 5 人のうち、2 人は、「社会保険手続は事業主の妻が担当していた。」とし、ほかの 2 人は、「事業所が委託した会計事務所が行った。」とし、残る 1 人は、「分からない。」と供述しているところ、当該会計事務所とは連絡がつかず、当時の社会保険手続について確認することができない。

さらに、元社員の一人は、「事業所は当時、経営不振で、税金の督促状を何回も目にした。」とし、ほかの一人は、「当時、事業所は資金繰りに苦労しており、時期は定かではないが、給与の遅配もあった。」と供述している上、申立人は、「社会保険料の滞納があり、平成 9 年 5 月頃に社会保険事務所(当時)から金融機関の会社名義の口座が差し押さえられた。」と供述している。

加えて、申立人は、「会社印等は事業所の机の中に保管していたが、当時、銀行から派遣された者が社会保険事務所に届け出たと思われる。」と供述しているが、その者は、既に亡くなっていることから、供述が得られなかった上、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものと認めることはできない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であったことから、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額処理に職務上関与しながら、当該遡及訂正処理が有効ではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月 10 日から 43 年 12 月 15 日まで
高校を卒業し、昭和 41 年 4 月 10 日から 43 年 12 月 15 日まで A 区の
B 社 C 部局に D 業務で勤務した。申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は高校卒業後、B 社 C 部局（正式名称は E 部局）に就職し、F 競技をするために G（チーム）に在籍していたと供述している。

しかしながら、E 部局を含む後継組織の株式会社 H は、「G に所属する職員は共済組合に加入していたが、申立人に係る人事記録等は無く、H に所属していたことは確認できない。」と回答している。

また、I 基金は、「申立人に係る共済年金加入記録、人事記録について確認できず、退職一時金の支給についても確認できないことから、申立人は共済年金に加入できない雇用形態の臨時職員等であったと想定される。申立人が、当該臨時職員等が加入することとなっていた厚生年金保険の適用条件に該当していたかは不明。」と回答している。

さらに、申立人が所属していたとする B 社 E 部局は、厚生年金保険適用事業所名簿により、申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立人は同僚の氏名を記憶していないため、申立ての事実について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年11月1日から36年9月28日まで
厚生労働省の記録によれば、A株式会社における申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが当該脱退手当金は請求しておらず、受給もしていないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において昭和37年12月7日に34月6,000円が支給されたことになっており、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から算出した法定支給額と一致する。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 1 日から 49 年 12 月 20 日まで
叔父が A 区 B 町の C 株式会社（現在は、株式会社 D）の社長と友人であったことから、同社長の紹介で E 株式会社（商業登記簿上は、株式会社 F 現在は、G 株式会社）に昭和 43 年の春頃就職した。E 株式会社は社会保険が無かったので昭和 43 年 6 月 1 日から 44 年 10 月 1 日までは C 株式会社で厚生年金保険に加入した。申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、この期間は E 株式会社の H 担当社員として勤務し、厚生年金保険料を給与から天引きされていたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社 F（I 区 J 地）は昭和 44 年 9 月 18 日に設立し、昭和 47 年 5 月 12 日に A 区 K 地に所在地変更の上、「G 株式会社」に名称変更しており、申立期間において法人であったことが確認できる。

また、当該事業所も申立人も「従業員の人数は 5 人以上になったことは無い。」としているものの、法人に雇用される従業員数としては常勤の役員を含み常時 5 人以上であったことから、当時事業所は厚生年金保険適用事業所として強制適用されるべき事業所であったと推認できる。

しかしながら、年金事務所の記録では I 区 J 地の「E 株式会社」及び「株式会社 F」、また A 区 K 地の「G 株式会社」が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、G 株式会社の元事業主の妻は「社長は『うちのような小さい会社は社会保険料を払っていかれないから加入しない。』と言って従業員にも承知してもらって国民健康保険と国民年金に加入してもらっていた。私た

ち自身、国民年金の被保険者であった。」としており、年金事務所の記録からも当該事実が確認できる。

さらに、当該事業所は「記録が無いため申立人の在籍期間は分からない。年金には入っていないので厚生年金保険料を申立人の給与から控除したことは無い。」としており、申立人が記憶する同僚二人は所在が分からないため、申立人の在籍期間及び保険料控除の事実について供述を得ることができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 8 月 1 日から 29 年 3 月 1 日まで
② 昭和 29 年 9 月 13 日から 30 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 30 年 7 月 8 日から 31 年 2 月 18 日まで
④ 昭和 31 年 2 月 20 日から同年 12 月 30 日まで
⑤ 昭和 32 年 2 月 15 日から同年 11 月 1 日まで
⑥ 昭和 32 年 11 月 4 日から 40 年 6 月 10 日まで

厚生労働省の記録では、申立期間に係る脱退手当金が支給されたことになっているが、当該脱退手当金を請求しておらず、受給もしていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間⑥に係る事業所別被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 21 日から 17 年 8 月 1 日まで
ねんきん定期便によると、株式会社Aに勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支払われた給与額と相違しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成 15 年 4 月から同年 12 月までの期間について、B市役所から提出された申立人の同年分確定申告データにおける社会保険料等の金額は、オンライン記録から算出される社会保険料額より高額であることが認められる。

しかしながら、申立人が所持する預金通帳に記載されている平成 15 年 6 月度から同年 12 月度までの給与振込額は、申立てどおりの給与が支給されていることが確認できる申立人が所持する 17 年 7 月度給与明細書及び預金通帳に記載されている給与振込額と相違する上、B市役所から提出された申立人の 15 年分確定申告データにおける所得額は、オンライン記録から算出される所得額とほぼ見合う額であることから、当該期間において、申立てどおりの給与額が支給されていたとは考え難い。

さらに、株式会社Aは、当該期間に係る報酬月額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

なお、オンライン記録には遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

2 申立期間のうち、平成16年1月から17年7月までの期間について、申立人が所持する株式会社A発行の同年7月度給与明細書、預金通帳、B市役所から提出された申立人の16年分及び17年分確定申告データから、申立人が、当該期間において、その主張する給与額を支給されていたことがうかがえる。

しかしながら、申立人が所持する平成17年7月度給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額は、オンライン記録から算出される厚生年金保険料額と一致することが確認できる上、B市役所から提出された申立人の16年分及び17年分確定申告データにおける社会保険料等の金額は、オンライン記録から算出される社会保険料額にほぼ見合う額であることが確認できる。

また、株式会社Aは、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、C年金事務所から提出された申立人に係る平成17年8月の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致している上、当該記録において遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無い。

3 このほか、申立人が主張する報酬月額及び標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 12 月から 25 年 3 月まで
申立期間に、私はA地にあったB（現在は、株式会社C）に勤務していた。当時、Bは進駐軍によって接收されており、D業務を担当していた。申立期間は、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bへの就職の経緯や業務内容を記憶しており、複数の同僚も申立人のことを記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人がBで勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人と同時期に同社で勤務し、かつ、昭和 25 年 2 月以降も継続して勤務していた複数の同僚は、「昭和 21 年から 22 年頃より同社で勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは 25 年 2 月からだった。当時は駐留軍の接收下にあり、入社後数年間は保険料控除もされていなかった。」と供述していることから、当時、同社では必ずしも全従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

また、株式会社Cは、「60 年以上前のことであり、何ら資料が残存していないため、不明である。申立期間の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」と供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、株式会社Bに係る複数の事業所別被保険者名簿を確認したところ、申立期間に係る申立人の氏名は見当たらず、申立期間における健康保険整理番号にも欠番は無い上、昭和 19 年 12 月 13 日から 24 年 5 月 10 日

までの期間は、株式会社Bにおいて新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は3人のみ（21年4月取得）であり、ほとんどの者が25年2月1日に資格取得をしていることが確認できる。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6386 (事案 392、2040 及び 4241 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 30 日から同年 12 月 31 日まで
昭和 44 年から平成 9 年まで、A 有限会社に継続して勤務した。途中で社名は、B 株式会社、C 株式会社が変わったが、途中で退職したことはなく、申立期間についても給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に A 有限会社 (現在は、C 株式会社) に勤務していたことは、同社の社員であった者の供述等からうかがえるものの、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料は無いなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 1 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

また、再申立て (平成 21 年 3 月 25 日付け) 及び再々申立て (平成 22 年 3 月 15 日付け) においても、事業主等から申立期間に係る申立人の給与からの保険料控除を確認できる新たな資料等を得ることはできないなどのことから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 11 月 16 日付け及び 22 年 10 月 6 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知がそれぞれ行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしており、再度の調査において、事業主等から申立期間に係る申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる資料及び供述を得ることはできず、これまでに収集した資料等を再度検討したが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月 23 日から 48 年 3 月 30 日まで
② 昭和 48 年 6 月 11 日から 49 年 2 月 21 日まで
③ 昭和 49 年 7 月 24 日から 52 年 12 月 25 日まで

申立期間①及び③はA株式会社に、申立期間②はB株式会社にC担当として夫とともに勤務した。しかし、この間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、雇用保険の記録及びA株式会社が提出した乗務員台帳及び回答書から、申立人が同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社は、当時の賃金台帳、厚生年金保険に係る届出書を保存しておらず、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除については不明とした上、事業主は「当時、厚生年金保険の加入は従業員の任意としていた時期がある。」と回答している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び③において同社の被保険者であった同僚 34 人のうち、12 人から回答を得たところ、3 人が申立人を記憶していたが、申立人の勤務実態及び保険料控除についての具体的な供述を得ることはできない上、このうちの1人は、当時、厚生年金保険の加入は従業員の任意であったと供述している。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①及び③について申立人の記録は見当たらず、かつ、整理番号

にも欠落は見当たらなかった。

- 2 申立期間②について、雇用保険の記録から、申立人は、B株式会社（平成14年、D株式会社に吸収合併）に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B株式会社が作成した、E組合に提出した被保険者資格取得届によれば、申立人と一緒に入社したとするその夫と申立人の名前が健康保険証番号の連番で確認できるが、同社がF社会保険事務所（当時）に提出した厚生年金保険の被保険者資格取得届においては、申立人の夫の名前は確認できるものの、申立人の名前は確認できなかった。

また、D株式会社はB株式会社に係る従業員記録及び賃金台帳を保存しておらず、同社の当時の事業主も亡くなっていることから、同社における申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除について確認できなかった。

さらに、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると申立期間②の申立人の記録は見当たらず、かつ、整理番号にも欠落は見当たらなかった。

加えて、申立期間②において同社の被保険者であったことが確認できる同僚のうち11人に問い合わせ5人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいなかった。

- 3 申立期間①、②及び③について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 29 日から同年 4 月 1 日まで
私は、株式会社Aに勤務していた昭和 52 年 4 月から退職した 54 年 3 月分まで 24 か月分の給料から、厚生年金保険料が控除されていた。しかし年金事務所の記録では、厚生年金保険の被保険者期間が 23 か月となっている。給与明細書などは無いが、調査の上、昭和 54 年 3 月 29 日から 54 年 4 月 1 日までの期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aにおいて、昭和 52 年 4 月から 54 年 3 月までの 24 か月間の給与から厚生年金保険料が控除されていたのであるから、被保険者期間は 24 か月間であると申し立てている。

しかしながら、申立人の被保険者期間について、厚生年金保険法第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、同法第 14 条において、「資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とする。」とされているところ、申立人に係る雇用保険の記録では、離職日が昭和 54 年 3 月 28 日となっているとともに、申立人自身、「当該事業所における勤務は雇用保険の記録のとおりである。」と述べていることから、申立人の厚生年金保険の資格喪失日（同年 3 月 29 日）に誤りは無く、申立期間に係る勤務実態は確認できない上、申立人が当該事業所を退職した同年 3 月については厚生年金保険の被保険者期間では無かったことが確認できる。

また、事業所は、厚生年金保険料の控除について翌月控除であると述べており、申立人の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を提出し、「申立人は、54年3月28日に退職しており、資格を喪失した月については、厚生年金保険料（同年3月分）を控除できないので控除していない。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 6 月 1 日から 31 年 7 月 18 日まで
② 昭和 31 年 9 月 14 日から同年 12 月 31 日まで

現在、A株式会社B工場、C株式会社及びD株式会社E所での厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金を受け取ったという記録になっているが、私はD株式会社E所の期間の脱退手当金を受け取った記憶はあるが、A株式会社B工場とC株式会社の期間の脱退手当金を受け取った記憶が無いので、2社分の期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後に勤務したD株式会社E所における被保険者期間については、脱退手当金の受給を認めているところ、脱退手当金を受給する場合、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであり、同社を退職後の昭和 42 年 3 月 16 日に支給決定された脱退手当金は、申立期間を含む同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている支給決定日前の厚生年金保険被保険者期間を基礎として計算され、一連の事務処理も申立期間を含む脱退手当金が支給されたものとなっており、不自然さはいかたがえなない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金が支給されたとする昭和 42 年 3 月 16 日の直前の 42 年 2 月に脱退手当金の裁定のために必要となる被保険者記録等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されている。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給した

ことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 17 日から 43 年 5 月 20 日まで
平成*年頃社会保険事務所(当時)に 60 歳からの年金について相談に行った際、株式会社Aに勤務していた期間が脱退手当金を受給したことになっていたと分かったが、受給した記憶が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年8月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月21日から同年3月21日まで

A株式会社の給与明細書から、昭和58年2月分及び同年3月分の厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書及び雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間においてA株式会社(昭和58年3月21日にA株式会社からB株式会社に異動)に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、株式会社Cから提出された申立人の資格喪失に係るA株式会社の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人が昭和58年2月21日に資格を喪失した旨の記載が確認できるとともに、同通知書には、同年3月5日付けの社会保険事務所(当時)の受付印及び申立人を代表取締役とする「D市E町*番地 A株式会社 代表取締役 F」の横判(ゴム印)が確認でき、代表取締役として申立人が自身の厚生年金保険資格喪失の届出を行っていることが確認できることから、申立人が厚生年金保険の被保険者資格に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあつたにもかかわらず、当該社会保険及び給与計算に係る事務に関与していなかったとは認められない。

また、申立人のA株式会社における雇用保険の被保険者記録は無い上、同社が加入していたG基金は平成18年2月*日に解散しており、申立人

の申立期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、A株式会社が加入していたH組合における申立人の申立期間に係る被保険者記録は確認できない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月1日から33年9月まで
昭和31年6月11日から33年9月までの間、株式会社Aに勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の被保険者記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに昭和31年6月11日から33年9月まで勤務し、この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる5人に同僚照会し、回答の得られた3人全員が申立人の勤務実態について不明とし、申立期間の厚生年金保険料が控除された事実をうかがわせる供述は得られなかった。

また、上記3人の同僚は自身の被保険者記録について「問題無い。」と回答している上、これら3人の同僚の入社日及び退社日と厚生年金保険との関係を照合したところ、全員の退社日と資格喪失日とが合致していることが確認できる。

さらに、株式会社Aは、「事業所は、昭和49年以降の人事記録しか保存していないため、それ以前における社員の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等については不明である。」と回答し、株式会社Aが加入しているB組合は、「申立人の氏名及び生年月日で加入記録を検索したが該当者はいなかった。Aは、昭和36年12月1日付けで健康保険に加入しているため、申立期間は適用事業所となっていない。」と回答している。

加えて、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、健康保険厚生

年金保険事業所別被保険者名簿（マイクロ記録）とオンライン記録は合致している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。